

国際離婚 子どもで綱引き

ハーグ条約批准議論 揺れる親

国際結婚した夫婦が破局した際に、一方が子どもを連れて無断で帰国するケースが問題になっている。欧米各国は、子どもを元の居住国に戻すことを定めた「ハーグ条約」を批准するよう日本への働きかけを強めている。実際に何が起きているのか、結婚前にどんなこと気をつけたらいいのか。体験談と注意点をまとめた。

(杉原里美、編集委員・竹信三恵子)

「子を返せ」とメール

「なんとか間に合った」。東京のシングルマザー(37)は胸をなで下ろす。

米国の会社で働いていた女性は2006年、フランス人男性と結婚。

だが夫は働かないうえ家庭内での暴言がひどく、子どもの面倒もみられないと言った。別居を決意し、08年、当時2歳の息子を連れて日本に帰り、外資系の会社に就職した。

離婚手続きの煩雑さや費用面から関係の自然消滅を待とうと思ったが、夫は「子どもを返さないと、誘拐犯として監獄に入れてやる」とメ

ールや国際電話で何度も脅すようになった。弁護士に「日本もハーグ条約を批准する動きがあり、そうなれば子どもを夫のもとに連れ戻されるかも」と忠告され、あわてて日本の家庭裁判所で離婚手続きに入った。

夫は連絡先を明かさなため失踪扱いとなり、女性に100%の親権が認められ、日本で昨年、離婚が成立。フランスでも婚姻を届けいたため、フランス大使館を通じて半年かけて、フランスでも離婚の

手続きをした。欧州の別の国で結婚した30代の女性の場合、夫は子どもにも暴力を振るった。5年前に逃げ帰ったが、



国際結婚を考えたら...

- 相手の国に住むかどうかはじっくり考えて
- 日常会話ができるよう現地の言語をマスター
- 緊急時に相談できる現地の友人を
- 困ったときはまず現地の救済機関へ

グラフィック・森佳世 / The Asahi Shimbun

相手国の法律調べて／まず現地警察に

ハーグ条約は、無断で子どもを連れて帰国した親に、もともと子どもが生活していた国への引き渡しを求める。子どもの居場所が不明の場合は締約国が所在地の発見に協力する。ただ、批准前に帰国した親子にさかのぼって適用されることはない。離婚すると父母のどちらかが親権を失う単独親権の日本と違い、欧米では、離婚後も父母が養育に責任を持つ共同親権が一般的。必ず裁判で父母が持つ親権の割合を決める。日本では、結婚や離婚は届けを出すことで成立するが、手続きは国によってさまざまで、その国の要件を満たす必要がある。

厚生労働省の調べでは、夫妻の一方が外国籍の結婚は2009年に約3万4千件。約40年で6倍に増えた。外務省によると、外国政府が日本政府に対して

子どもの連れ去りを訴えたのは、今年1月現在で米国が100件、英国38件、カナダ37件、フランスが30件にのぼっている。

米国人と結婚し、「国際結婚一年生」を書いた元国連職員の塚越悦子さん(37)は「国際結婚は、一度こじれると解決に時間がかかる。結婚する相手の国の法律をじっくり調べるなど十分な準備をしてほしい」という。

国際法に詳しい大谷美紀子弁護士は「海外に外国人として住むと、言語や制度の違いから、どうしても弱い立場になる。日本との違いを認識し、現地の情報をよく確認して欲しい。夫から暴力を受けて日本に逃げるときは、まず現地の警察やシェルターに保護を求め、専門家に相談を。証拠も確保でき、必要な助言を得られる」と勧める。

元国連職員、弁護士が助言

「子を連れ戻されるのが怖くて名前も出せない」。

会いに行ったら逮捕

日本で米国人の夫と結婚した女性(50)は、夫が生活費を一切入れなくなったため、98年に離婚。当時5歳と2歳だった子どもを女性が日本で育てることを条件に、親権を譲った。ところがその後、夫は子どもを

無断で米国に連れ帰った。「9割以上は、私が面倒を見ていたのに」と悔しがる。米国の子どもにも会おうとしたら親権を持たない親が暴れたこととにされ、警察に逮捕された。

その後、女性は裁判を起こすため、米国に移住。9年間、親権を求めて争っている。最近やっと、女性と住みたいという子どもの意思が認められ、米国での共同親権が認められる見通しになった。「日本がハーグ条約を批准していれば、米国まで追いかける必要もなかったのに」